

社会福祉法人よつ葉の会役員の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よつ葉の会の理事及び評議員及び監事の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額及び費用弁償について)

第2条 理事及び評議員、監事の報酬額は支給しない。
常勤役員(社会福祉法人よつ葉の会有給職員)には役員手当を支給しない。
理事及び評議員及び監事が法人の業務のために要した費用弁償は社会福祉法人よつ葉の会旅費規程の定めにより支給するものとする。

(規程の変更)

第3条 この規程を変更する時は理事会及び評議員会の議決によるものとする。

附則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

この規程は、平成18年9月19日から実施する。

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

この規程は、平成 25 年4月1日から実施する。

この規程は、平成 27 年4月1日から実施する。

この規程は、平成 29 年4月1日から実施する。